

雪も溶け、暖かくなるこの季節。移動の際に自転車を利用する方が増えてくるのではないでしょうか。

自転車は、運転免許なしに子どもから大人まで誰もが気軽に利用できる乗り物ですが、乗り方しだいでは、重大な事故を引き起こす可能性があります。

自転車運転中にスマートフォンなどを使用しながらの事故が増加傾向にあること、酒気帯び運転での事故の死亡・重傷となる割合が高いことから、交通事故を抑止するため令和6年11月1日に道路交通法が改正され、罰則が強化されました。

今回の特集では、自転車を安全に運転し、トラブルを防ぐため、自転車の交通ルールやマナーについて詳しく解説していきます。

6か月以下の懲役
または
10万円以下の罰金

運転中のながらスマホ

自転車を運転中にスマートフォンを操作すると、スマートフォンに気がとられ、視野が狭くなるだけでなく、自転車の運転に集中できず、事故につながる可能性があります。

自転車運転中にスマートフォンを操作するときは、必ず停車させてから行うようにしましょう。

こんな乗り方していませんか？
その乗り方、違法です。

2万円以下の罰金
または料料

並走

車道で並列走行すると自動車との接触、自転車通行可の歩道でも歩行者の妨げとなり、大変危険です。

友人とのお話に夢中になってしまったり、並走にならないように気を付けて運転しましょう。

3か月以下の懲役
または
5万円以下の罰金

逆走

自転車は自動車と同じく、原則、車道の左側を通行しなくてはなりません。

逆走してしまうと、正しい方向に走行している自転車との衝突や、避けようとした際に自動車と正面衝突するなど重大な事故につながるリスクがあります。

3年以下の懲役
または
50万円以下の罰金

酒気帯び運転

飲酒をすると、判断能力が低下します。その状態での運転は、突然人や自動車が飛び出して来た際に反応できず非常に危険です。

もし、飲酒運転をしようとして、お酒を飲んで運転した人はもちろん、お酒を提供した人も罰の対象となります。

その違反、
青切符
切られます

青切符とは？

青切符は、比較的軽微な交通違反をした時に渡される「交通反則告知書」のことです。青切符を切られた違反者は、反則金を納付すれば、刑事処分を免れることができます。自転車の違反に対する青切符制度は、令和8年までに導入されます。

対象となる違反は？

ながらスマホ	遮断踏切立ち入り	ブレーキが効かない自転車に乗る	信号無視
傘さし運転	右側通行	通行禁止違反	一時不停止

などの行為が対象です。

こんな道路は
要注意！

見通しの悪い道路

一時停止のある交差点、建物や街路樹等で見通しが悪い道路は、もしかすると歩行者や自動車等が突然現れ、停車できずに交通事故になるかもしれません。自動車や人が現れる「かもしれない」運転をしましょう。

一方通行道路

一方通行の場合は、自転車もその標識に従わなくてはなりません。ただし、「自転車を除く」と書かれた補助標識があった場合は、逆走方向から進入し、左側通行が可能です。

滝川の自転車歩道道
行可能な道路

この標識のある場所（官庁通り・文化通りなど）は、歩道を自転車で行けます。

※この標識がなくても歩道を走行することができる例外もあります。詳しくは、P4をご覧ください。

普通自転車歩道
通行可の標識▼



守って！

自転車安全利用5則



車道が原則、左側通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は軽車両に該当するため、車道と歩道の区別のある道路では、車道通行が原則です（普通自転車歩道通行可の標識がある道路を除く）。

例外として、13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、体の不自由な人が運転しているとき、または、工事中などで車道の左側通行が困難な時や、著しく自動車の交通量が多く、接触事故の危険性がある場合などは、歩道を走ることができま

す。ただし、歩道の車道寄りの部分を徐行して運転しなければなりません。

例外以外で歩道を走行すると、2万円以下の罰金または料金が科されます。

交差点では信号と 一時停止を守って安全確認

「一時停止は車の標識だから、自転車には関係ない」と思っている方もいるのではないのでしょうか。一時停止の標識は、自転車も守らなければならないものです。道路を横断する際は、必ず信号や一時停止を守り、安全の確認を行うようにしましょう。

信号や一時停止を無視してしまうと、3か月以下の懲役または5万円以下の罰金が科されます。

夜間はライトを点灯

夜間、無灯火での運転は、前方の安全確認ができません。また、周りからも見えにくくなり、自動車のドライバーが無灯火の自転車に気づかず、衝突してしまうおそれもあります。

無灯火運転を行うと5万円以下の罰金が科されます。うっかりライトをつけるのを忘れていたという場合でも、違反となってしまうのでご注意ください。

飲酒運転は禁止

「お酒を飲んだけど、泥酔していないから大丈夫」ではありません。以前は、酒酔い運転のみ罰則がりましたが、現在は酒気帯び運転も罰則の対象です。P2でも紹介したとおり、自転車もお酒を飲んだときは、運転してはいけません。

ヘルメットを着用

乗車用ヘルメットは交通事故時における被害を軽減させる役割を果たします。自転車に乗っていて交通事故で亡くなった人の約3分の2が頭部を損傷しています。また、ヘルメットを着用していない人の致死率は、ヘルメットを着用している人より1.8倍も高くなります。

自転車に乗る人は、自分の身を守るために、ヘルメットを着用するように心がけましょう。

自転車 運転者講習



危険な運転を繰り返す自転車運転者に対し、「自転車運転者講習」の受講が義務づけられています。

自転車運転者が3年以内に危険行為を2回以上検挙される。



交通の危険を防止するため、公安委員会が自転車運転者講習を受けるよう命令。

指定された会場で講習を受講。

- 講習時間 3時間
- 講習手数料 6,000円

講習は、自動車免許更新センターなど公安委員会が指定した会場で受講します。

受講命令を受けたにも関わらず、期間内に受講しなかった場合は、5万円以下の罰金が科されます。

滝川の自転車マナーについて インタビュー



滝川警察署交通課長 永上 洋介さん

Q 市内でよく見る自転車の交通違反は、どのようなものがありますか？

A 一時停止や右側通行といった交通区分違反をしている自転車を見かけることがあります。右側を走行すると、自動車とすれ違う際に危険ですので、左側を走行しましょう。

また、自転車は道路交通法上では、軽車両という扱いですので、自動車を運転する際と同じように、交通ルールを守らなくてはなりません。車道の左側を走行し、車と同様に、一時停止の標識のある場所では、きちんと停止するようにしましょう。

Q 実際に自転車の交通違反を見かけた際にはどのように対応していますか？

A 自転車の交通違反をしている人には、声かけや注意喚起を行っています。また、令和6年には、実際に検挙を行った事例もあります。

Q 自転車事故の多い場所はどこですか？

A 交差点で起こることが多いです。交差点を渡る際は、特に気を付けて走行するようにしましょう。

滝川市の

自転車事故防止の取り組み



市では、交通安全推進員、交通安全指導員が、幼稚園の保護者および小学校で交通安全教室を行っています。

実際に自転車を使用し、自転車の点検や安全な乗り方、交通ルールについて説明を行い、事故の被害者・加害者にならないように呼びかけています。

自転車教室

自転車安全利用 パトロール



市は、滝川警察署、滝川高等学校・滝川西高等学校の生徒指導教員とともに、駅前広場駐輪場と滝川市自転車駐車場周辺でパトロールを行っています。

駅を利用する高校生や市民などに啓発パンフレットやティッシュなどを配り、自転車の安全利用、事故防止、盗難防止（鍵を2か所かける）等と呼びかけています。

もし、自転車で 事故を起こしてしまったら……

事故を起こしてしまったら……

自転車を運転中に歩行者をひいてしまうと、刑事責任のほか、民事責任といった社会的責任が問われる場合があります。実際に、平成20年には、小学生が坂道を高速で下っていたところ、60代の女性と正面衝突する事故がありました。その賠償額は、およそ9,500万円という高額になった事例もあります。

1



相手がけがをしているときは、救急車を呼びます。

2



二次被害防止のため、自転車を安全な場所に移動させます。

3



現場を確認して、警察に通報します。

4



相手の名前・住所・連絡先を確認します。

事故を起こしてしまったら



自転車で接触した場合は、たとえ相手が無傷でも、警察への報告義務があります。



もし事故を起こしてしまったときの賠償に備えて、自転車保険に加入しましょう。

知らなかったじゃ済まされない 自転車の 交通ルール

普段何気なく利用している自転車ですが、多くのルールがあるのはご存じでしたか。今回紹介したルールを破ってしまつた、たとえばそのルールを知らなかったとしても逮捕や、罰金を払わなければならない可能性があります。

もちろん、交通違反に年齢は関係ありません。交通違反をしても未成年だから許されるということではなく、未成年であっても、交通ルールは守らなくてはならないものです。もし違反をしてしまうと、それ相応の処罰が自分自身だけではなく、保護者にも下ることがあります。

自転車は気軽に利用できる乗り物ですが、その乗り方次第では、歩行者に大きなけがを負わせたり、最悪の場合は、命を奪ったりすることもあります。

交通ルールを正しく理解し、守っていくことで、安全で快適な自転車ライフを過ごしましょう。

